

65歳以上の皆様へ

あなたの介護保険料は？

令和6年度～令和8年度納付分

介護保険料は、町で必要とされる介護サービスの費用に応じて基準額が算出され、さらに皆様の所得に応じた負担になるよう段階別に分かれています。
ご自身の保険料（年額）を、フロー図で確認してみましょう。



★実際の保険料額は7月に通知されます（前年の所得が確定した後に決定されるため）

※1 老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方などで一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
※2 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

スタート

あなたは生活保護を受給していますか？

はい ↓ いいえ

あなたは町民税を課税されていますか？

はい ↓ いいえ

同じ世帯に町民税を課税されている人はいますか？

はい ↓ いいえ

あなたは老齢福祉年金（※1）を受給していますか？

はい ↓ いいえ

あなたの前年の合計所得金額（※2）と課税年金収入額の合計は？

80万円以下 80万円超～120万円 120万円超

あなたの前年の合計所得金額（※2）と課税年金収入額の合計は80万円以下である

はい ↓ いいえ

あなたの前年の合計所得金額（※2）は？



第10段階～第13段階は今期から新たに設定された段階です

保険料率と	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
基準額	×0.285	×0.485	×0.685	×0.9	基準額	×1.2	×1.3	×1.5	×1.7	×1.9	×2.1	×2.3	×2.4
年額	22,572円	38,412円	54,252円	71,280円	79,200円	95,040円	102,960円	118,800円	134,640円	150,480円	166,320円	182,160円	190,080円

よくあるお問合せ

Q 収入が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 介護保険では、法律によりすべての65歳以上の方から介護保険料を納めていただくことになっています。ご理解をお願いいたします。



Q 納付方法は選べないのですか？

A 介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって定められているため、個人でお選びいただくことはできません。年金からの天引きが始まるまでの納付書等での納付も含め町からの通知に記載された納付方法で納付をお願いします。

— 問合せ先 —

庄内町保健福祉課 介護保険係
0234-42-0150または0151
(平日8:30～17:15)